

○従業員の方が、納税のために金融機関等に出向く必要がありません。

○毎月の給料から差引かれるため、個人住民税の納め忘れがありません。

○普通徴収の場合は年税額を４回に分けて納付していただきますが、特別徴収は年12回に分けて納付できるので、1回あたりの負担が少なくてすみます。

**特 別 徴 収 制 度 の し く み**

**従業員の方にとって便利な制度です**

○従業員の方のお住まいになっている市町村ごとに税額を振り込む必要はありますが、所得税のように、事業主の方が税額を計算する必要はありません。

○税額の計算は市町村が行い、従業員ごとに年税額と毎月特別徴収（給与から引き去り）していただく額をお知らせします。

**個人住民税の計算は市町が行います**

※特別徴収義務者の指定対象は､栃木県内外を問わず､栃木県内にお住まいの従業員の方がお勤めの事業所(事業主)です